

只木ゼミ春合宿第3問検察レジュメ

I. 事実の概要

平成11年12月13日深夜0時頃、Xほか5名は路上で口論となった初対面のA、B兩名に対して、傷害の故意で、公園において約2時間にわたり、背後から羽交い絞めにして手拳で顔面や腹部を殴打し、地面に押し倒して頭部や腹部を踏みつける等の暴行を間断なく続けた。Xらは知らなかったが、Bには高度の心臓疾患（外見上は全くわからないが、激しい運動程度の負荷で突然心臓機能の障害を起こして心臓死に至るおそれのあるもの）があり、Bは上記傷害による外傷はなかったものの、心臓麻痺により死亡した。

同日午前2時過ぎ、XらはXのマンション居室（4階）にAを連れ込み、約45分間、腕にタバコの火を押し付けたり、ドライバーで顔をこすったり、殴る蹴るの暴行を断続的に加えた。Aは公園、マンション居室内での合計3時間に及ぶ一連の暴行により、顔面挫傷、肋骨骨折等の傷害を負った。

午前3時頃、激しい音や振動に目を覚まし、苦情を言いに来た下の階の部屋の住人TにXらに対応しているすきを見て、AはXらを押しのけて上記マンション居室ドアから靴下履きのまま逃走し、マンションの階段を、途中足を踏み外しながらも駆け下り、マンション敷地外へ脱出した。Xの仲間2名（Y、Z）はAを追ってマンションの入口まで下りてきたが、Aを見失ったため追跡を断念しXの居室へ戻った。

AはY、Zがマンション入口まで追ってきた事実を認識していなかったが、一刻も早くマンションから離れたいという一心で逃走を続けた。逃走を開始してから約10分後、マンションから800m離れた高速道路に進入したところ、時速100kmで疾走してきたトラックに衝突され約20m飛ばされた後に後続車両に轢過され、同事故による脳挫傷で死亡した。後の捜査で、血痕や足跡から、Aは、人気のない県道を一直線に進み、高速道路と立体交差する地点で、トンネル脇の草木の茂る急斜面を登り、高さ2.3mのフェンスを越えて高速道路に進入し、1分間に5台程度の交通量であったかかる高速道路を、中央分離帯（高さ1.5m）を越えて反対車線に進入し、当該事故現場に到達していたことが明らかになった。

II. 問題の所在

Xらは、A、Bに対し暴行を加え、Bは暴行による外傷はなかったものの、Bには高度の心臓疾患があり、Bは死亡しており、それが死亡結果に寄与している。また、AはXらによる暴行からの逃走中に、高速道路に進入し交通事故により死亡したため、Xらの暴行後の介在事情がAの死因を形成している。そこで、Xの暴行とA、Bの死亡結果との間に因果

関係を認められるか。行為時の被害者自身の特殊事情及び行為後の被害者自身の行為の介在事情における因果関係の判断基準が問題となる。

Ⅲ. 学説の状況

・被害者自身の特殊事情及び被害者の行為の介在について

α 説 (条件説) : その行為がなかったならばその結果は発生しなかったであろうという条件関係が存在する限り、因果関係が認められる説¹

β 説 (相当因果関係説) : 一般人の社会生活上の経験に照らして通常その行為からその結果が発生することが「相当」と認められる場合に因果関係を認める説

いかなる事情を判断の基礎に相当性を判断するかで3つの学説に分かれる²

β-1 説 (主観説) : 行為者が行為時に認識した、または認識し得た事情を基礎に相当性を判断する説

β-2 説 (客観説) : 行為時に発生した全事情と、予見可能な行為後の事情を基礎に相当性を判断する説

β-3 説 (折衷説) : 現実に存在していた事情のうち、行為の時点において行為者が認識していた事情のほか、通常一般人が認識可能であった事情も判断にあたり考慮すべきだとする説³

γ 説 (経験的相当性説) : 裁判時までには明らかとなったすべての事情を基礎とし、科学的一般人の見地から、行為時の危険にせよ、経験則上稀有なものは考慮すべきでないとする説⁴

δ 説 (危険の現実化説) : 実行行為に認められる構成要件的结果を惹起する客観的危険性が、実際に構成要件的结果へと実現したとき因果関係を認める説⁵

Ⅳ. 判例

昭和 25 年 3 月 31 日判例 最高裁判所第二小法廷⁶

〈事実の概要〉

被告人 A は、預けていた金員の一部を A の実の母親 B に消費されたと思い激昂し、B に対

¹ 大谷實『刑法講義総論 [新版第 4 版]』(成文堂,2012 年)202 頁参照。

² 前田雅英『刑法総論講義 [第 5 版]』(東京大学出版会,2011 年)185 頁。

³ 井田良『講義刑法学・総論』(有斐閣,2008 年)127 頁。

⁴ 西田典之『刑法総論 [第 2 版]』(成文堂,2010 年)100 頁。

⁵ 山口厚『刑法総論 [第 2 版]』(有斐閣,2007 年)60 頁以下参照。

⁶ 最高裁判所昭和 25 年 3 月 31 日判決 刑集 4 卷 3 号 469 頁。

して顔面を蹴るなどの暴行し全治 10 日の傷害を与えたところ、B の脳組織が脳梅毒に罹患したため異常に弱っておりそのために死亡した。

〈判旨〉

「…被告人の行為によって脳組織の崩壊を来したものであること従って被告人の行為と被害者の死亡との間に因果関係を認めることができるのであってかかる判断は毫も経験則に反するものではない。又被告人の行為が被害者の脳梅毒による脳の高度の病的変化という特殊の事情さえなかったらば致死の結果を生じなかったであろうと認められる場合で被告人が行為当時その特殊事情のあることを知らずまた予測もできなかったとしてもその行為がその特殊事情と相まって致死の結果を生ぜしめたときはその行為と結果との間に因果関係を認めることができるのである。」

平成 4 年 12 月 17 日 最高裁判所第一小法廷⁷

〈事実の概要〉

夜間潜水の指導中、指導者である被告人が不用意に受講者である被害者らを見失ったところ、浮上していた指導補助者が、被害者の空気タンクの残量が少ないことを確認したのに水中移動を指示し、それに従った被害者は空気を使いはたし溺死した。

〈判旨〉

「被告人が、夜間潜水の講習指導中、受講生らの動向に注意することなく不用意に移動して受講生らのそばから離れ、同人らを見失うに至った行為は、それ自体が、指導者からの適切な指示、誘導がなければ事態に適応した措置を講ずることができないおそれがあった被害者をして、海中で空気を使い果たし、ひいては適切な措置を講ずることもできないままに、でき死させる結果を引き起こしかねない危険性を持つものであり、被告人を見失った後の指導補助者及び被害者に適切を欠く行動があったことは否定できないが、それは被告人の右行為から誘発されたものであって、被告人の行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定するに妨げないというべきである。」

V. 学説の検討

α 説について

刑法上の因果関係とは、より重い違法評価を根拠づけることができるような行為と結果の密接な関係⁸ のことをいう。条件関係が肯定されれば、その行為が無ければその結果は回避されていたことが確認されるが、結果発生を理由として行為に対して重い違法評価が可能であるかとは別の問題である⁹。したがって、α 説は妥当ではない。

β 説について

⁷ 最高裁判所平成 4 年 12 月 17 日決定 刑集第 46 卷 9 号 683 頁。

⁸ 井田・前掲 125 頁。

⁹ 井田良『刑法総論の理論構造』(成文堂,2005 年)47 頁。

前述¹⁰のように、結果発生を理由としてより重い違法評価を加えることがふさわしいと考えられるのは、規範が行為を禁止するにより回避しようとした当の結果が実現されたときなのであり、言い換えれば、行為の実質としての危険性が現実結果の発生によって確認されたときといえる。したがって、刑法上の因果関係の判断は極めて規範的な判断である¹¹。しかし、β説は、①行為の危険性を、いかなる事情を基礎として判断するかに問題がある。②行為の危険性の実現と、因果経過の経験的通常性（一般人の予見可能性）との関係が不明瞭である¹²点において、規範的な判断基準を提供しているとはいえない¹³。したがって、β説は妥当ではない。

γ説について

経験則上稀有なもの、通常ありえないものは考慮しないという点で、稀有か否かは相対的なもの¹⁴であり、判断基準が不明瞭である。また、稀有なものであっても、その行為によって結果が実現される場合もあり得る。ゆえに、γ説は妥当ではない。

δ説について

まず、因果関係とは、実行行為の客観的危険性が構成要件の結果へと現実化した過程¹⁵であるので、その客観的危険性は行為にのみ要求される。そのため、偶発的な結果惹起は処罰の対象にせず、行為の危険性を、行為時に認められる客観的事実を基礎に、実行行為で判断することは妥当であるといえる。

したがって、検察側はδ説を採用する。

VI. 本問の検討

第1 Bに対する行為について

1. Xが、Bに暴行を加え死亡させた行為について傷害致死罪（205条）が成立しないか。

2. (1) 本問において、XはBに対し頭部や腹部を踏みつける等の暴行を加えている。

(2) その後、Bは心臓発作を起こし死亡しているが、Xの暴行行為と死亡結果との間にBの高度の心臓疾患という事情が介在していることから、Xの行為とBの死亡結果との間に因果関係が認められるかが問題となる。

3. 前述の通り、検察官側は因果関係の判断基準としてδ説を採用し、介在事情が存在する

¹⁰ α説(3頁)参照。

¹¹ 井田良『刑法総論の理論構造』(成文堂,2005年)60頁以下参照。

¹² 山口・前掲 59頁。

¹³ 西田・前掲 100頁。

¹⁴ 西田・前掲 100頁。

¹⁵ 山口・前掲 51頁。

場合には、①実行行為に存する結果発生の確率が十分大きい場合、②介在事情の結果への寄与度が大きい、介在事情が実行行為から誘発されたといえる場合に、実行行為の危険が現実化したと言える判断する。

Xらは公園において約2時間という長期にわたって、背後から羽交い絞めにするという抵抗の出来ない危険な状態で、顔面や腹部という人体の枢要部を殴打している。また、地面に押し倒した後も、頭部や腹部という生命維持に必要な不可欠な部位に対して執拗な暴行を間断なく続けている。これらの行為は、生命という法益を失う可能性の非常に高い危険な行為であり、実行行為自体に生命という法益を喪失する危険性が非常に大きく存している。

そのため、たとえ、心臓疾患という事情は一般的でなく、心臓発作で直接の死因になっていたとしても、執拗な暴行が加えられる中、死という結果が惹起される可能性自体は少なからずあったといえ、介在事情の結果発生への寄与度は大きいとまでは言えない。

4. これらより、①の場合に当てはまりXらの暴行行為の危険性が、Bの死という結果に現実化したといえる。よって、Xの行為とBの死という結果の間に、因果関係が認められる。

そのため、Xの暴行行為に傷害の故意があったことを踏まえると、Xの行為は傷害致死罪の構成要件に該当する。

5. したがって、Xは傷害致死罪(205条)の罪責を負う。

第2 Aに対する行為について

1. Xは、マンション居室にAを閉じ込めている。そのため、監禁罪(220条後段)が成立する。

2. 前述の通り、検察官側は因果関係の判断基準としてδ説を採用し、介在事情が存在する場合には、①実行行為に存する結果発生の確率が十分大きい場合、②介在事情の結果への寄与度が大きい、介在事情が実行行為から誘発されたといえる場合に、実行行為の危険が現実化したと言える判断する。

(1) Xは執拗に暴行を加えているが、確かに、その行為自体が死という結果を惹起するに足る危険性があったとまでは言えず、被害者が逃走しようとして高速道路に進入したことは、それ自体極めて危険な行為であるというほかない。そのため、①の場合には当てはまらない。

(2) しかし、被害者は、被告人らから長時間激しくかつ執拗な暴行を受け、被告人らに対し極度の恐怖感を抱き、人気のない県道を一直線に進むという必死に逃走を図る過程で、トンネル脇の草木の茂る急斜面を登り、高さ2.3mのフェンスを越えて高速道路に進入し、とっさにそのような行動を選択したものと認められ。その行動が、被告人らの暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当であったとはいえない。

そのため、たとえ介在事情によって結果が直接的に発生されたとしても、被害者が高速

道路に進入して死亡したのは、②の場合に当たり、被告人らの暴行に起因するものと評価することができる。

3. よって、Xの行為にAに対する傷害致死罪が成立する。

VII. 結論

以上より、Xの行為にはA、Bそれぞれに対する傷害致死罪（205条）、監禁罪（220条）が三罪成立し、併合罪（45条）となる。

以上